第６章　障害者福祉

近年の障害福祉施策を取り巻く環境は多岐に渡り大きく変化している。平成23年に障害者基本法が改正され、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための基本原則が盛り込まれた。平成24年4月には、障害児支援の根拠法が障害者自立支援法から児童福祉法に整理され、平成25年4月、難病が障害者の対象に追加されるとともに、障害者自立支援法の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改められた。

また、平成24年10月、障害者虐待防止法が施行され、平成25年６月には、障害を理由とする差別的扱いや合理的配慮の不提供の禁止などを規定する障害者差別解消法が成立し、平成26年1月、日本は障害者の基本的人権・基本的自由の享有の確保等を規定する障害者権利条約を批准した。国において差別の解消の推進に関する基本方針が策定され、平成28年4月の施行に伴い、区においても職員対応要領を策定した。さらに、平成28年6月、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、同８月、発達障害者支援法が改正された。

障害者計画については、昭和59年度に第一次障害者行動計画を策定して以降、改定を重ねながら障害者施策を総合的・体系的に推進してきた。現行計画は上記の制度改正や国の動向、社会状況を反映し策定された「目黒区障害者計画（第６期目黒区障害福祉計画・第２期目黒区障害児福祉計画）令和３年度～令和５年度」である。同計画では、「障害の有無にかかわらず、機会の平等、アクセシビリティが保障され、すべての区民があらゆる場面で自己選択・自己決定に基づき、地域で自分らしく生きることができる社会を目指すとともに、相互に理解と交流を図り、ともに暮らす社会を実現する」ことを基本理念とし、「身近な地域で安心して暮らし続けていくことができる仕組みづくり」「誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり」「ともに暮らすまちづくりの実現」「障害のある児童の健やかな育成のための発達支援」の４点を基本的な考え方として、障害者施策の推進に向けて取り組んでいく。

１　障害者福祉相談

（１）身体障害者（児）総合相談　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

障害者支援課身体障害者相談係において、身体障害者（児）のさまざまな相談に応じ、相談者の実態に即した援助を行うとともに、身体障害者手帳の交付、補装具費の支給、日常生活用具の給付、施設の入所相談等を行っている。

また、聴覚言語障害者のために手話通訳者を配置し、午前８時30分から午後５時まで相談に応じている。

このほか、目黒区が委嘱している身体障害者相談員５名及び指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が地域における相談を行っている。

身体障害者の相談指導状況

年度	身体障害者手帳	更生医療	補装具	職業	在宅	施設入所	医療保健	生活	その他	無料乗車券等交付		計
										都営（※1）	民営	
2	1,833	513	642	12	939	277	102	386	330	514	124	5,672
3	2,018	483	492	8	744	158	79	228	271	521	119	5,121
4	2,191	429	377	10	471	52	41	105	394	747	109	4,926

※1：戦傷病者・原爆被爆者含む

身体障害者相談員の相談件数

年　　度		2	3	4
相談内容	身体障害者手帳	0	0	0
	施設入所	21	31	19
	年金・保険・手当	0	0	0
	仕事	1	3	1
	生活	3	2	6
	家族関係	0	4	0
	生活福祉資金	0	0	0
	住宅	1	0	0
	更生医療	0	0	0
	補装具	0	0	1
	その他	14	13	39
地域活動（諸会合、行事等への参加）		53	132	123
計		93	185	189

（２）知的障害者（児）総合相談　＜障害者支援課知的障害者相談係＞

障害者支援課知的障害者相談係において、知的障害のある人やその家族の様々な相談に応じている。

相談の内容は、障害の特性から、生活全般に関わることが多く、進路相談、医療、就職や職業適性などの相談、経済生活といった地域生活を送るうえでの相談、通所施設や入所施設、グループホームの利用相談などである。相談にあたっては本人の意思の尊重を基本にさまざまな関係機関と協力しながら、実施している。

このほか、目黒区が委嘱している知的障害者相談員９名及び指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が地域における相談を行っている。

知的障害者相談状況

内容／年度	相談実人員	相談延件数												
		施設		職親委託	職業	医療保健	生活	教育	在宅	愛の手帳	その他	無料乗車券等交付		計
		援護施設	その他									都営	民営	
2	2,256	573	13	3	19	15	40	1	1,213	235	197	73	7	2,389
3	1,985	579	21	2	20	10	20	12	998	255	142	85	5	2,149
4	2,175	417	25	0	21	14	5	8	1,471	161	147	119	8	2,396

知的障害者相談員の相談件数

年　　度		2	3	4
相談内容	愛の手帳	1	0	11
	総合支援法関係	0	0	0
	施設入所	12	8	9
	年金・保険・手当	14	7	26
	仕事	9	16	24
	生活	5	9	25
	家族関係	0	3	2
	養育	3	0	13
	就学	4	1	30
	その他	12	31	18
地域活動（諸会合、行事等への参加）		106	186	296
計		166	261	454

（３）発達障害児者相談員　＜障害者支援課発達支援係＞

目黒区が委嘱している
発達障害児者相談員１名が、
地域における相談を行っている。

年　　度		2	3	4
相談内容	障害者手帳	0	0	0
	医療	1	1	0
	施設入所	0	0	0
	年金・保険	0	0	0
	家庭関係	12	5	3
	住宅	0	0	0
	就労	0	3	0
	生活資金	0	0	0
	その他	0	4	12
地域活動（諸会合、行事等への参加）		13	24	47
計		26	37	62

（４）計画相談支援　＜障害者支援課知的障害者相談係＞

障害福祉サービスを利用するために必要となるサービス等利用計画を、障害のある人やその家族の意向に沿って相談支援事業所が作成する。

相談支援事業所名	対象
地域生活相談支援センターセサミ	精神
ふれんず	知的　障害児
目黒障害者相談センター	身体　知的　精神　障害児　難病
たんぽぽの会　相談支援	知的　障害児
目黒区心身障害者センターあいアイ館	身体　知的　精神　難病
いきいき福祉相談支援センター	身体　知的　精神　難病
目黒区児童支援センター相談支援ひまわり	障害児
特定相談支援事業所ＳＵＮ （令和４年９月事業休止）	精神
アトリエそうだん	身体　知的　精神　障害児　難病
LITALICO 相談支援センター中目黒	身体　知的　精神　難病
ナイスケア目黒相談支援センター	身体　知的　精神　障害児　難病
相談支援ガブリエル　（令和２年４月事業開始）	身体　知的　精神　障害児　難病
指定相談支援アットコレット都立大 （令和３年８月事業開始、令和５年１月事業休止）	身体　知的　精神　障害児　難病

計画案作成件数　　（各年度末現在）

年度	身体障害	知的障害	精神障害	難病	障害児	計
2	218	603	289	6	324	1,440
3	227	607	329	6	334	1,503
4	219	617	335	8	297	1,476

※平成26年度から障害児通所支援を利用する児童の計画案は障害児に計上
※平成28年度分より福祉情報システムから各障害区分で抽出した件数を記載（重複障害の場合はそれぞれに計上）

（5）地域生活支援拠点事業　＜障害施策推進課計画推進係＞

平成３０年３月から、民間事業者が運営する障害者グループホームにおいて、３６５日２４時間の地域における身近な相談や緊急時の受入れ対応等を行う地域生活支援拠点事業を区の委託により実施している。

１　相談実績

	年度	身体	知的	精神	難病	児童	その他	重複	不明	合計
相談件数	2	5	231	102	0	0	65	1	0	404
	3	2	356	43	0	17	8	1	4	431
	4	15	371	41	0	3	9	11	5	455
実人数	2	2	89	39	0	0	14	1	0	145
	3	1	82	25	0	6	6	1	4	125
	4	8	166	20	0	3	4	5	4	210

・相談件数は１年間に受けた本人、家族、関係者等からの相談の総数
・その他の内訳は高次脳、高齢者関係、認知症家族、見学対応等

２　相談内容

年度	緊急対応	短期入所	体調	福祉サービス	日常生活	金銭管理等	家族関係	人間関係	職場施設	近隣関係	その他	延べ件数
2	22	147	89	185	271	39	40	16	73	0	320	1,202
3	96	396	155	320	200	45	90	12	142	17	333	1,806
4	99	544	136	353	181	66	193	38	183	2	304	2,099

・緊急時の預かり先や今後の生活訓練の場として短期入所を含めた福祉サービスについての相談多数
・その他の内訳は、関係者との連携、情報収集、情報提供、情報共有、日程調整、見学依頼等

３　支援内容

年度	緊急対応	安否確認	見守り	家庭訪問	付添い	短期入所	傾聴助言	相談継続	紹介	その他	延べ件数
2	3	2	4	1	13	13	384	40	4	417	881
3	39	5	2	3	10	12	637	79	1	487	1275
4	12	2	2	1	14	20	623	33	9	539	1255

・傾聴・助言については、本人や家族に対する対応のみ
・その他の内訳は、関係者からの相談対応、情報収集、情報提供、情報共有、日程調整、見学依頼等

（6）虐待防止相談　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

障害者虐待防止法の施行に伴い目黒区障害者虐待防止センターを障害福祉課（現:障害者支援課）に設置した。年齢を問わず障害者虐待全般について受付け、解決に向けた調査、話し合い等を行っている。

障害者虐待の加害者の分類は、①養護者による虐待、②障害福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待である。また、具体的な虐待の種類は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待である。

延べ相談件数（具体的な虐待の種類）　（各年度末現在）

年度	身体的	性的	ネグレクト	心理的	経済的	計
2	1	2	1	5	0	9
3	7	2	0	3	1	13
4	6	1	1	4	1	13

２　手帳の交付

（１）身体障害者手帳の交付　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

身体障害者手帳は、身体障害者（児）がさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳であり、身体障害者福祉法に基づいて交付される。

手帳の交付手続きは、指定医の書いた所定の診断書・意見書に写真を添付し、福祉事務所長を経由して都知事に申請する。15歳未満の場合は、保護者が代わって申請する。

身体障害者手帳交付状況　（各年度末現在）

年度	障害区分					計
	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	
2	374	441	66	2,759	2,171	5,811
3	374	441	66	2,760	2,171	5,812
4	387	457	76	2,673	2,281	5,874

身体障害者手帳交付者数　※総合等級での人数（令和4年度末現在）

区分／等級	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部障害						
					心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこう・直腸	小腸	免疫	肝臓
１級	107	11	1	486	823	574	15	3	1	13	18
２級	130	90	2	510	4	0	2	0	2	79	1
３級	24	57	51	576	153	3	32	20	1	41	1
４級	39	137	22	772	143	3	19	288	2	38	2
５級	71	2	0	217	0	0	0	0	0	0	0
６級	16	160	0	112	0	0	0	0	0	0	0
計	387	457	76	2,673	1,123	580	68	311	6	171	22

（２）愛の手帳の交付　＜障害者支援課知的障害者相談係＞

愛の手帳は、知的障害者（児）がさまざまな福祉サービスを受けるときに必要な手帳であり、東京都が交付している。国は「療育手帳」制度を実施しており、「愛の手帳」は、療育手帳制度による手帳として取り扱われている。

この手帳は本人又は保護者の申請により、児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定され手帳の交付を受けると、各種福祉手当、交通機関の運賃割引、所得税・住民税等の軽減措置などを受けることができる。

愛の手帳交付者数　（各年度末現在）

年度	区分								計
	最重度		重度		中度		軽度		
	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	
2	26	3	333	85	222	50	386	125	1,230
3	27	2	332	79	220	61	397	138	1,256
4	28	1	338	85	218	71	413	142	1,296

３　施設への入所

（１）身体障害者入所施設　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

身体障害者の入所施設は施設入所支援と重症心身障害者を対象にした療養介護がある。両施設とも重度障害者が多く、個別の契約制度に適さないため、東京都が公平性の配慮を行い利用調整している。利用希望者は区に申し込みを行い、東京都が募集施設と調整の上で優先性を考慮して利用決定を行っている。その他の入所施設は利用希望者との個別契約で決定している。

身体障害者施設入所利用状況（人）　（各年度末現在）

施設／年度	障害者支援施設	療養介護		計
		重症心身障害者等	その他	
2	16	26	0	42
3	30	27	0	57
4	29	26	0	55

（２）知的障害者入所施設、通所施設、グループホーム　＜障害者支援課知的障害者相談係＞

知的障害のある人が、日常生活の援助や健康管理、金銭管理等の必要な支援を受けながら地域で暮し続ける場として、グループホームが１５か所（区立１か所、民間１４か所）、日中自宅やグループホームから通所し、生活支援や作業活動の提供、就労訓練等のひとりひとりのニーズに応じた支援を受けながら円滑な社会参加を図る通所施設が１５施設（区立５か所、民間１０か所）ある。

施設の利用に際しては、障害支援区分の認定及び区における自立支援給付の支給決定が必要であり、本人の住民税課税状況によって費用負担が決まる。（非課税者は無料）

18歳未満の知的障害児については、児童福祉法に基づく障害児通所施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）、障害児入所施設がある。申請窓口は通所は区、入所は品川児童相談所である。

障害者施設の利用状況　（各年度末現在）

施設／年度	障害者支援施設（入所）	通所施設	通勤寮	グループホーム	計
2	116	422	1	152	691
3	122	419	2	159	702
4	130	420	2	163	715

※福祉情報システムから抽出した件数を記載（障害の重複あり）

４　日常生活の援助

（１）補装具費の支給　＜障害者支援課身体障害者相談係、精神障害福祉・難病係＞

身体の失われた部分や障害のある部分を補って日常生活や働くことを容易にする用具として、義肢・義眼・補聴器等補装具の作成及び修理に要する費用を支給している。

〔対　　象〕　身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳を持っている方、又は難病患者等で障害者支援課を通じ、東京都心身障害者福祉センター等で、作成等が適当と判定され、区が支給決定をした方。本人の所得に応じ、費用の負担が生じる（18歳未満は保護者の所得に応じ、費用の負担が生じる）。介護保険対象者で介護保険と重複する種目は対象外。

補装具の給付状況（児童・戦傷病者分含む）　（　）は修理別掲　（各年度末現在）

区分／年度	視覚障害者安全つえ	義眼	眼鏡	補聴器	義手	義足	装具	車椅子（電動含む）	歩行器	歩行補助つえ	その他	計
2	9	1	10	(27) 54	(1) 4	(6) 5	(12) 34	(59) 24	1	1	(25) 21	(130) 164
3	12	0	5	(16) 56	3	(8) 5	(17) 58	(75) 31	4	2	(18) 21	(134) 197
4	(1) 9	1	6	(25) 78	(1) 3	(4) 8	(19) 57	(50) 22	3	3	(17) 15	(117) 205
難病再掲	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

（２）日常生活用具の給付・貸与　＜障害者支援課身体障害者相談係、精神障害福祉・難病係＞

心身障害者が、自らの力で日常生活を営むことができるようにするとともに、家族の負担を少なくするため特殊寝台等の日常生活用具の給付や福祉電話の貸与、点字図書の給付を行っている。

〔対　象〕　在宅の重度心身障害者（児）で、身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている方、難病患者等。ただし、給付内容が多岐にわたり、基準もそれぞれ異なるため、詳細は障害者支援課まで問い合わせ。本人の所得に応じ、費用の負担が生じる（18歳未満は保護者の所得に応じ、費用の負担が生じる）。介護保険対象者で介護保険と重複する種目は対象外。

日常生活用具給付状況　（各年度末現在）

年　　度	2	3	4	難病再掲
入浴補助用具	10	16	10	0
特殊寝台	9	5	3	0
便器	0	2	0	0
盲人用時計	2	0	7	0
屋内信号装置	0	1	2	0
点字図書　※１	2	0	2	0
ストマ用装具・紙おむつ　※２	3,322	3,272	3,354	0
その他	165	114	69	0
計	3,510	3,410	3,447	0

※１　点字図書は、１タイトルを１件として算定
※２　ストマ用装具・紙おむつは１か月分を１件として算定

（3）住宅設備改善費の給付　＜障害者支援課身体障害者相談係、精神障害福祉・難病係＞

在宅の重度身体障害者（児）が、自分の力で日常生活を営むことができるようにするとともに、家族の負担を少なくするために、居住する家屋の玄関・トイレ・浴室等住宅設備の改善費の給付を行っている。

〔対　　象〕　身体障害者手帳を持っている在宅の重度肢体不自由者(児)及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者(児)。小規模改修は難病患者等も含む。

〔支給件数〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4	難病再掲
小規模改修	3	3	2	0
中規模改修	1	2	0	0
屋内移動設備※	3	4	1	0

※設置費含む

給付内容により基準が異なる。本人の所得に応じ、費用負担が生じる。18歳未満は保護者の所得に応じ、費用負担が生じる。介護保険対象者は屋内移動設備を除き、介護保険制度を適用、65歳未満の介護保険対象者は中規模改修を受けられる場合がある。

（4）中等度難聴児発達支援事業　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

平成25年度から18歳未満の身体障害者手帳の取得ができない中等度の聴覚障害児で学習効果が見込まれる者に対して補聴器の購入の補助を行っている。

〔実　　績〕

年度	支払件数	助成金額(円)
2	13	1,610,100
3	1	103,562
4	12	1,263,312

（5）めぐろ区報デイジー版の貸出し　＜障害者支援課支援サービス係＞

情報の収集が困難な視覚障害者等にめぐろ区報デイジー版の貸出しを行っている。

〔対　　象〕　区内に居住する視覚障害・脳性マヒ・上肢障害の方。

〔実　　績〕

年　度	2	3	4
貸出件数	6	6	6

※年度末現在貸出件数。
※図書館への貸出件数を含む。

（6）点字新聞の供給　＜障害者支援課支援サービス係＞

情報の収集が困難な視覚障害者の文化教養を高め、生活の向上に資するために、点字新聞（デイジー版を含む）を供給している。

点字新聞は、区の指定する業者から受給者に週１回直送される。

〔対　　象〕　区内に居住する視覚障害者で、その障害の程度が１・２級の方。

〔実　　績〕

年　度	2	3	4
受給者数	5	5	5

※年度末現在受給者数

（7）福祉タクシー券の給付　＜障害者支援課支援サービス係＞

歩行困難な肢体不自由者（児）などの社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、区発行の福祉タクシー券を４か月10,000円分として、請求の時期から翌年3月分まで交付している。なお、自動車燃料費助成との併用はできない。

〔対　　象〕　区内に住所を有し、以下のいずれかの要件に該当する方。

ア　愛の手帳2度以上
イ　下肢・体幹・内部にかかる身体障害者手帳3級以上
ウ　上肢・視覚にかかる身体障害者手帳2級以上
エ　脳性マヒ又は進行性筋萎縮症
オ　区で指定した特殊疾病（難病）

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年度	福祉タクシー券の単価	交付者数	延べ交付冊数
2	福祉タクシー券１冊 10,000円	3,263 （追加） 3,166	9,507 （追加） 3,166
3	福祉タクシー券１冊 10,000円	3,266	9,539
4	福祉タクシー券１冊 10,000円	3,258	9,489

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として福祉タクシー券10,000円を追加交付

（8）自動車燃料費の助成　＜障害者支援課支援サービス係＞

身体障害者本人若しくは生計を一にする者が障害者本人のために自動車を使用するときに、当該世帯の保有する自動車の燃料費（1か月2,500円を限度）を助成している。なお、福祉タクシー券の交付との併用はできない。

〔対　　象〕　区内に住所を有し、以下のいずれかの要件に該当する方。ただし、所得が限度額を超える方は対象外。

ア　愛の手帳２度以上
イ　下肢・体幹・内部にかかる身体障害者手帳３級以上
ウ　上肢・視覚にかかる身体障害者手帳２級以上
エ　脳性マヒ又は進行性筋萎縮症
オ　区で指定した特殊疾病（難病）

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　　度	2	3	4
登録者数	428	405	393
助成限度額（円／月）	2,500 （追加） 10,000	2,500	2,500
助成額　　（円／年）	9,925,463 （追加） 4,080,000	9,591,956	9,599,869

※令和２年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策として10,000円を追加助成

（9）重度身体障害者電話使用料等の補助　＜障害者支援課支援サービス係＞

外出困難な重度身体障害者の家庭の電話の使用料について、月額2,000円の補助を行っている。

〔対　　象〕　次のいずれかに該当する外出困難な18歳以上の在宅の障害者で、生活保護を受けているか、生計中心者の住民税が非課税の世帯又は福祉電話の貸与を受けている方。

ア　下肢、体幹、内部障害１・２級の外出困難な方
イ　聴覚障害２級の方

〔実　　績〕

年　　度	2	3	4
登録者数	15	15	14
助成額（円）	362,000	370,000	338,000

（10）ファックス設置使用料等の助成　＜障害者支援課支援サービス係＞

一般の電話器を使用することが困難な聴覚障害者の団体役員又は身体障害者相談員と区との事務連絡及び情報交換を容易にするため、ファックス及びフラッシュベルを設置しその使用料等の助成を行っている。

〔実　　績〕

年　度	2	3	4
助成人数	3	3	3

〔対　　象〕　区内に居住している聴覚障害者団体の役員又は身体障害者相談員で、ファックス設置の必要性があると認められる方。

（11）理美容サービス　＜障害者支援課支援サービス係＞

重度の心身障害者の福祉の向上を図るため、理美容補助券を１人あたり最高年４枚交付している。外出の困難な方は出張によるサービスも受けられる。利用１回につき、2,000円の自己負担がある。平成24年度から平成26年度は出張サービス券４枚または店舗サービス券２枚の選択制とした。

〔実　　績〕

年度	配布人数	配　付延べ枚数	利用件数		
			出張	店舗	計
2	618	2,323	186	1,130	1,316
3	692	2,625	181	1,138	1,319
4	664	2,499	182	1,107	1,289

〔対　　象〕　区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

ア　愛の手帳２度以上

イ　身体障害者手帳２級以上

（12）寝具乾燥消毒　＜障害者支援課支援サービス係＞

在宅の心身障害者（児）の、臥床環境の改善を図るため寝具の乾燥消毒（年6回）と水洗い乾燥消毒（年1回）を行っている。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
利用者数	34	37	37

〔対　　象〕　区内に住所を有する常時臥床の状態又は失禁状態にあり、次のいずれかの要件に該当する方。

ア　身体障害者手帳2級以上又は愛の手帳２度以上

イ　脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

ウ　区が指定する特殊疾病（難病）

（13）紙おむつ支給　＜障害者支援課支援サービス係＞

常時介護が必要な方の日常生活が衛生的で快適に過ごせるよう、また介護者の肉体的・経済的負担の軽減を図るため紙おむつ等を支給している。

〔実　　績〕　（各年度末現在登録者数）

年　度	2	3	4
登録者数	246	260	269

〔対　　象〕　年齢が３歳以上の常時、臥床の状態か失禁状態にある次にあげる方。

ア　身体障害者手帳1・2級及び愛の手帳1・2度

イ　脳性マヒ及び進行性筋萎縮症

ウ　区が指定する特殊疾病（難病）

エ　精神障害者保健福祉手帳

おむつ代の支給　＜障害者支援課支援サービス係＞

紙おむつ支給の対象者で、入院中で病院指定のおむつを使用している方に月額6,000円を限度に支給している。

〔実　　績〕　（各年度末現在登録者数）

年　度	2	3	4
登録者数	17	19	20

（14）心身障害者入浴サービス　＜障害施策推進課障害施設係＞

〔対 象 者〕

◆　巡回入浴

64歳以下の身体障害者手帳２級以上で、自宅での入浴が困難な方。ただし、40歳以上で介護保険制度の訪問入浴介護を利用できる方は利用できない。

◆　機械入浴

18歳以上64歳以下の身体障害者手帳２級以上で、自宅での入浴が困難な方。

◆　介助入浴

18歳以上64歳以下の身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている方で、自宅での入浴が困難な方。

〔利用料金〕

◆　巡回入浴は1回あたり0～5,250円（利用者又は扶養義務者の税額等による階層区分ごとに異なる）。

◆　機械入浴は１回あたり500円（生活保護世帯及び住民税非課税世帯の方は免除）。

◆　介助入浴は１回あたり300円（生活保護世帯及び住民税非課税世帯の方は免除）。

〔年間利用件数〕　（各年度末現在）

区分＼年度	2	3	4
巡回入浴（人）	495	450	394
機械入浴（人）	1,461	1,038	1,011
介助入浴（人）	644	757	955

（15）配食サービス　＜障害施策推進課障害施設係＞

18歳以上64歳以下の身体障害者手帳又は愛の手帳を持っている方で、ひとりぐらし等で調理が困難な方に昼食を提供している。

〔実　　績〕

年　度	2	3	4
延利用者数	1,840	1,623	1,701

（16）心身障害者自動車運転教習料補助　＜障害者支援課支援サービス係＞

自動車運転免許を新規取得する際、運転教習料の一部（20万円を限度）を補助することにより障害者の日常の生活の利便及び生活圏の拡大を図っている。

〔対　　象〕

区内に住所を有し、以下のいずれかの要件に該当する方。（所得制限有り）

ア　身体障害者手帳３級以上の方（ただし、内部障害は４級以上、下肢又は体幹の障害は5級以上で歩行が困難な方）

イ　愛の手帳４度以上の方

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　　度	2	3	4
受給者数（人）	0	1	1
助成限度額（円）	0	200,000	200,000
助　成　額（円）	0	200,000	200,000

（17）自動車改造費助成　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、社会復帰の促進を図るため、その自動車の改造に要する経費を助成している。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
件　　数	2	1	1

〔対　　象〕

区内に住所を有する18歳以上の身体障害者で、次の要件にすべて該当する方

ア　身体障害者手帳の上肢、下肢又は体幹の障害の程度が3級以上

イ　本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内

ウ　就労等に伴い自動車を取得し、かつ、自ら運転するためにその改造を必要とする場合

（18）介護タクシー利用補助事業　＜障害者支援課支援サービス係＞

外出時に常時車いすをご利用される方への移動支援事業として利用金額の一部を補助する介護タクシー利用補助券を交付している。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
登　録　者	406	420	435
利用延べ回数	3,932	5,631	6,351

〔対　　象〕

区内に住所を有する在宅で外出時に常時車いすを使用している身体障害者及び要介護度４・５の方。

（19）重度身体障害者等非常通報システム　＜障害者支援課支援サービス係＞

ひとりぐらし等の重度身体障害者及び難病患者が家庭内で事故、急病などの緊急事態に陥ったとき、あらかじめ設置した通報装置のボタンを押すと区が委託した民間の相談センターにつながり、相談を受けたり、状況により派遣員が駆け付ける。安否確認センサー（近隣に親族がいない方のみ）、火災センサーも利用できる。また、設置が不要なモバイル端末型の通報装置もある。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
設置数	13	14	11

（20）家具転倒防止器具取付事業　＜障害者支援課支援サービス係＞

居室等の家具に転倒防止器具を取付ける費用を、器具代を含め20,000円を限度に助成する。

〔対　　象〕

身体障害者手帳を持つひとりぐらしの身体障害者で、障害の種類程度が、上肢・下肢・体幹・視覚障害１・２級、内部障害１級で、自分で器具の取付けができない方。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
助成人数	0	0	0

（21）障害者支援推進事業委託　＜障害施策推進課計画推進係＞

心身障害者（児）の社会参加の拡充と自立生活の向上を図るため、各種更生事業を区内心身障害者団体（５団体）に委託している。事業の範囲は、①相談事業②啓発事業③訓練事業④研修事業としている。

団　体　名	
目黒区障害児者の生活を向上させる会	目黒区聴覚障害者協会
目黒区手をつなぐ親の会	目黒区失語症友の会　椎の木の会
家族会　きざはし	

（22）めぐろふれあいフェスティバル～障害者週間記念事業　＜障害施策推進課計画推進係＞

障害者週間（12月３日～９日）を記念して、区長表彰や区内障害福祉施設等の活動紹介などを行い、障害福祉についての啓発を広く区民へ行っている。

令和４年度実施内容	
区長表彰	自立生活された方等（10 名）への区長表彰（77 名来場）
障害福祉施設等の活動紹介	障害福祉施設及び障害者団体の活動紹介（展示）、自主生産品の販売（22 団体参加）
障害福祉施設等ＰＲ動画の公開	障害福祉施設の自主生産品や活動の様子などを紹介する動画の公開

（23）在宅人工呼吸器使用者家庭用蓄電池購入費助成事業　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

在宅で人工呼吸器を使用している方の停電時等における電源の確保を目的とし、家庭用蓄電池購入費（実費または助成限度額８万円のいずれか少ない額）を助成している。

対象は災害時個別支援プランにおいて家庭用蓄電池の準備をする必要があることが確認できる方。

※令和５年度からは日常生活用具の種目として給付を行う。

〔実　　績〕（各年度末現在）

年　度	3	4
助成人数	9	5

５　手　当　等

（１）心身障害者福祉手当（区の制度）　＜障害者支援課支援サービス係＞

〔対　　象〕

65歳未満で、下表の障害を有する方。ただし、身体障害者更生施設又は知的障害者援護施設等に入所している方、本人（２０歳未満の場合は保護者）の所得が限度額を超える方は対象外。

（各年度末現在受給者数）

	身体障害者手帳１・２級	愛の手帳１～３度	進行性筋萎縮症	脳性マヒ	小計	身体障害者手帳３級	愛の手帳４度	区が指定した特定疾病罹患者	小計	受給者数計	支給延件数
手当額（月額）	15,500円					10,000円		13,000円			
2	1,152	305	5	23	1,485	315	265	604	1,184	2,669	32,308
3	1,133	309	5	24	1,471	306	266	619	1,191	2,662	31,977
4	1,063	325	6	25	1,419	287	268	602	1,157	2,576	31,831

（２）重度心身障害者（児）手当（都の制度）　＜障害者支援課支援サービス係＞

〔支給手当額〕　　月額　60,000円

〔対　　象〕

次の要件に該当する方（障害の程度は、都立心身障害者福祉センターで判定を行う）。

ア　重度の知的障害者で、介護人が常に目を離せず、特別な配慮をする必要のある方。

イ　重度の知的障害者で、かつ、おおむね身体障害者手帳２級以上の障害を持つ方。

ウ　両上・下肢とも機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の障害のある方。

〔実　　績〕　　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
受給者数	119	106	107

ただし、施設に入所している方、病院に3ヶ月を超えて続けて入院している方、対象となる障害に該当した年齢が65歳以上の場合、本人又は扶養義務者の前年の所得が「受給資格者本人の所得」の制限額を超えている方を除く。

〔支給方法〕　　申請のあった月から毎月支給。

（3）特別障害者手当（国の制度）　＜障害者支援課支援サービス係＞

〔支給手当額〕　２７,９８０円（令和５年4月～）

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
受給者数	138	137	135

〔対　　象〕

20歳以上で日常生活において常時特別の介護を要する、身体又は精神に最重度の障害を有する方で、政令で定められた障害程度に該当し、かつ重複障害を有する方（所定の診断書により判定）。

ただし、施設に入所している方、病院に3か月を超えて続けて入院している方、本人などの所得が別表の制限額を超えている方を除く。

〔支給方法〕

申請のあった月の翌月分から、毎年5月、8月、11月、2月の各月にそれぞれの月の前月分までを支給。

（4）障害児福祉手当（国の制度）　＜障害者支援課支援サービス係＞

〔支給手当額〕　月額　１５,２２０円（令和５年4月～）

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
受給者数	29	28	31

〔対　　象〕

20歳未満で日常生活において常時介護を要する、身体又は精神に重度の障害を有する方で、政令で定められた障害程度に該当する、おおむね身体障害者手帳1級（一部2級を含む）、愛の手帳1度（一部2度を含む）の方（所定の診断書により判定）。ただし、施設に入所している方、公的年金を受給している方、扶養義務者等の所得が別表の制限額を超えている方を除く。

〔支給方法〕

申請のあった翌月分から、毎年5月、8月、11月、2月の各月にそれぞれの月の前月分までを支給。

（5）経過的福祉手当（国の制度）　＜障害者支援課支援サービス係＞

〔支給手当額〕　　月額　１５,２２０円（令和５年4月～）

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
受給者数	1	1	1

〔対　　象〕

20歳以上で、昭和61年3月31日まで福祉手当（国制度）を受給していた方で、同年4月1日以降障害基礎年金も、特別障害者手当も受給できない方。ただし、次に該当する方は除く。

ア　施設に入所している方。一度施設に入所すると、福祉手当の経過措置の対象外となる。
　　なお、住所異動の場合は新住所地にて継続支給。

イ　本人又は扶養義務者等の所得が別表の制限額を超えているとき。

〔支給方法〕　毎年5月、8月、11月、2月の各月に、それぞれの月の前月分までを支給。

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の所得制限額

扶養親族等の数	０人	１人	２人以上
受給資格者本人の所得(円)	3,604,000	3,984,000	1人につき380,000加算
扶養義務者等の所得　(円)	6,287,000	6,536,000	1人につき213,000加算

（令和2年8月1日現在）

（６）心身障害者扶養共済制度　＜障害者支援課支援サービス係＞

この制度は、心身障害者を扶養する保護者の方に万が一のこと（死亡・重度障害）があったとき、残された心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的とした制度。平成20年4月1日から実施。

〔対　　象〕

加入資格は、次のいずれかに該当する障害者の保護者で、都内に住所があり、65歳未満の方。ただし、特別の疾病又は障害を有しない者。

〔実　　績〕　（各年度３月１日現在）

年　　度	2	3	4
加 入 者 数	19	20	23

ア　知的障害者

イ　身体障害者手帳1～３級

ウ　その他ア、イと同程度の障害がある者（精神病、脳性マヒ、進行性筋委縮症、自閉症、血友病等）

〔掛　　金〕

掛金は加入したときの保護者の年齢により１口9,300円～23,300円となる。

掛金は、年度初日の年齢が65歳に達し、かつ20年継続加入した以後の加入月から免除。

〔給付内容〕

ア　年金月額20,000円（１口あたり）

イ　弔慰金は、加入期間によって50,000円～250,000円

ウ　脱退一時金は、加入期間によって75,000円～250,000円

（７）原子爆弾被爆者見舞金支給　＜障害者支援課支援サービス係＞

原子爆弾被爆者の方に、見舞金（1人につき年10,000円）を支給している。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
受給者数	94	91	78

〔対　　象〕

区内に居住する被爆者（被爆者健康手帳の交付を受けていること）

（８）重度心身障害者特別給付金　＜障害者支援課支援サービス係＞

国民年金制度上、障害基礎年金等を受けることができない特定の在日外国人に給付金を月額30,000円支給する事業である。令和４年度末現在、該当者なし。

６ 介　　護

（１）ホームヘルパー等の利用　＜障害施策推進課障害福祉給付係、障害者支援課＞

障害者（児）に対し、身体介護や家事援助、通院の介助等のホームヘルプサービスを行い、障害者（児）の自立と社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする。

〔ホームヘルプサービスの種類・対象〕

［ 居 宅 介 護 ］　居宅での入浴、排泄、食事の介護や通院の介助等
対象…障害で支援区分１以上の方
（障害児の場合、これに相当する心身の状態であれば対象）

［重度訪問介護］　重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方に、居宅での入浴、排泄、食事の介護や移動支援などを総合的に行う。
対象…障害支援区分４以上で、所定の項目に該当する方。知的障害者・精神障害者で重度訪問介護の利用を希望する方は、相談支援事業所のサービス等利用計画に行動援護の利用を決定し、その後のモニタリングの中で重度訪問介護への移行を決定する。

［ 行 動 援 護 ］　知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護が必要である方に対し、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
対象…障害支援区分３以上で、所定の項目に該当する方
（障害児の場合、これに相当する心身の状態であれば対象）

［ 同 行 援 護 ］　視覚障害により移動に著しい困難を有し、コミュニケーション支援を必要とする方に対し、外出時に同行し、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行う。

［重度障害者等包括支援］
介護の必要性が高い方に居宅介護等複数のサービスを統括的に行う。
対象…障害支援区分６で所定の項目に該当する方

〔費　用　負　担〕 家計の負担能力に応じた応能負担。
（所属世帯の課税状況等により、月ごとの上限額があり、１割負担の方が低い場合は１割負担となる。）

〔実　　績〕　居宅介護等支給決定者数　　４４３人（令和５年３月末現在）

サービス種類別利用実績

年度		身体介護	家事援助	通院等介助(身体介護有)	通院等介助(身体介護無)	行動援護	同行援護	重度訪問介護	重度障害者包括支援
2	延べ人数	1,668	1,702	503	169	12	301	351	0
	延べ時間	45,392	16,436	4,386	750	648	5,989	113,124	0
3	延べ人数	1,619	1,863	568	213	12	332	345	0
	延べ時間	39,911	17,414	5,176	1,048	606	6,954	124,339	0
4	延べ人数	1,641	2,045	573	256	12	346	334	0
	延べ時間	39,471	18,089	4,970	1,190	598	6,971	121,976	0

注　実績は、各年度当年３月から翌年２月までの利用実績

（2）障害児通所支援　＜障害施策推進課障害福祉給付係、障害者支援課＞

〔種類・対象〕

［児童発達支援］　通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活での適応訓練、その他必要な支援を行う。

対象…療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童（18歳未満）

［医療型児童発達支援］　医療型児童発達支援センターや医療機関で児童発達支援及び医療的な治療を行う。

対象…肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練、医学的支援が必要であると認められた児童。

［放課後等デイサービス］　放課後又は休業日に通所施設において生活能力の向上のための訓練、集団活動を通じて社会性を身につけるなどの必要な支援を行う。

対象…学校（幼稚園を除く）に就学しており、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた18歳までの児童。

［保育所等訪問支援］　集団生活への適応のために専門的な助言、支援等を行う。

対象…保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児で、専門的な支援や助言が必要と認められた児童。

〔費用負担〕　家計の負担能力に応じた応能負担。

（所属世帯の課税状況等により、月ごとの上限額があり、１割負担の方が低い場合は１割負担となる。）

サービス種類別利用実績

年度		児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
2	決定者数	360	3	357	19	3
	延べ人数	3,476	36	3,675	38	24
	延べ日数	20,833	225	32,141	64	128
3	決定者数	377	2	388	35	3
	延べ人数	3,957	19	4,298	162	25
	延べ日数	22,866	63	38,547	321	64
4	決定者数	425	2	395	61	2
	延べ人数	4,422	23	4,481	386	16
	延べ日数	25,941	116	39,722	837	42

注　実績は、各年度当年３月から翌年２月までの利用実績
　　決定者数は、各年度３月末時点の決定者数

（3）重度脳性麻痺者介護事業　＜障害施策推進課障害福祉給付係＞

重度の脳性麻痺者に対して、対象者本人の家族を介護人として、その介護に対して助成する。
助成回数　月12回

〔対　　象〕

区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳１級を有する重度の脳性麻痺者で、独立して屋外活動をすることが困難な方。

ただし、介護保険及び障害者総合支援法におけるサービスの支給決定（短期入所を除く）を受けている方は対象外。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
介護者数　（人）	0	0	0
介護延べ回数（回）	0	0	0

〔介護内容〕　障害者の屋外への手引き、同行、その他必要な用務。

（4）手話通訳者の派遣　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

聴覚障害者及び言語機能障害者が、健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣する。費用は無料。

〔対　　象〕　区内に居住する聴覚障害者

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度			2	3	4
目黒区登録手話通訳者	実利用者数		17	18	21
	派遣延べ件数		64	113	79
東京手話通訳等派遣センター	手話通訳	実利用者数	2	2	3
		派遣延べ件数	7	8	5
	要約筆記	実利用者数	5	3	1
		派遣延べ件数	23	16	12

（5）心身障害者（児）緊急介護事業

ア　心身障害者（児）緊急一時施設保護事業及びショートステイ
＜障害者支援課身体障害者相談係、知的障害者相談係＞

一時的な理由により日常生活を営むことが困難な状況にある心身障害者（児）を、一定期間施設に保護する。

〔対　　象〕

区内に居住する心身障害者（児）、65歳未満の方で、愛の手帳交付者１～４度まで対象。ただし、次の方は除く。

（ア）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で医療機関などに入院が必要な方

（イ）専門医療機関での医療を受ける必要があると認められる方

（ウ）医学的管理下において保護する必要のある方

〔保護要件〕

緊急保護は、介護にあたっている家族が傷病、出産、事故又は近親者等の冠婚葬祭、病気見舞いのため一時的に介護を行うことができない場合に区内施設に保護する。

ショートステイは介護に当たっている家族の休養、他の家族の介護、自宅の改修工事、その他都合により利用できる。

〔介護内容〕

目黒区心身障害者センターあいアイ館（目黒区八雲１－１－８）、東が丘障害福祉施設（東が丘あじさいホーム目黒区東が丘１－21－15）、のぞみ寮（目黒区目黒３－４－４）、たんぽぽの家（目黒区碑文谷４－３－12－102）において、宿泊を伴う施設利用を通じて日常生活の必要な介護を行う。（施設より通学・通所もできる。）

介護期間は、原則として１回７日以内。ただし、特に認められたときは30日まで保護する。

〔費用負担〕

食事代の実費。

障害者総合支援法の短期入所施設は所得に応じて費用負担有。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
延べ利用者数	334	399	421
延べ利用日数	1,177	1,391	1,374

イ　心身障害者（児）緊急時等見守り事業　＜障害施策推進課障害福祉給付係＞

心身障害者（児）が家族の疾病などにより、緊急かつ一時的に日常生活を営むことが困難となった場合に、あらかじめ届出をした指定介護人や、障害福祉サービス事業所のヘルパーが、居宅で見守りを行うことにより、その障害者（児）の福祉の増進を図る。目黒区社会福祉協議会への委託事業として実施している。

〔対　　象〕

医療的ケアを要しない65歳未満の方で、身体障害者手帳1･2級、愛の手帳1度から3度、脳性麻痺･進行性筋萎縮症のいずれかに該当する方

〔利用できる場面〕

① 次の理由で介護者が不在になる場合

・障害者（児）の三親等以内の親族の葬祭もしくは病気見舞いのため外出する場合
・介護者又は同居の家族の疾病等により病院等を受診するため外出する場合
・官公署等への相談、手続き又は同居の家族の学校行事等出席のため外出する場合

② 医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）＊の介護者の在宅レスパイトを実施する場合。（＊「大島の分類」により障害者支援課で判断）

〔利用方法〕

利用登録及び利用申込等の手続きを目黒区社会福祉協議会の障害福祉サービスセンターで行ったうえで、見守りが必要なときに利用できる（年度ごとに手続きが必要）。指定介護人に見守りを依頼する場合には、利用者自身で指定介護人を探す必要がある。

〔助成内容〕

1時間につき1,000円の助成

（年間30～50時間）

〔実　績〕緊急時等見守り事業

年　度	2	3	4
登 録 者 数	13	12	8
延べ利用時間数	116	182	209

（６）目黒区短期入所施設事業（ミドルステイを含む）

＜障害者支援課身体障害者相談係、知的障害者相談係＞

身体障害者及び知的障害者の介護にあたっている家族の長期間の疾病等の理由により、家庭生活をおくることが困難になったとき、また身体障害者及び知的障害者の自立訓練を図るため一定期間施設での生活を経験することが必要なとき、施設に入所し本人及び家族の安定と福祉の向上を図る制度。

〔対　　象〕

ア　18歳以上の知的障害者で、愛の手帳をもっているか、知的障害と診断された方

イ　身体障害者手帳1級又は2級程度を交付された方

ウ　伝染病疾患がなく、医学的管理を必要としない方

〔事業内容〕

ア　知的障害者施設　わかばの家（東京都国立市）　定員１名

瑞学園（西多摩郡瑞穂町）　定員１名

＊瑞学園は平成30年度より２床から１床に減床となっている。

愛幸（八王子市）　定員１名

＊愛幸は令和２年度から委託契約

イ　身体障害者施設　あけぼのホーム（群馬県渋川市）定員１名、入所期間は1ヵ月以内。

〔費用負担〕

食費等の実費が必要。生活保護受給世帯の方は、半額を区が補助する。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
延べ利用件数	5	4	6
延べ利用日数	774	487	618

（７）移動支援事業　＜障害施策推進課障害福祉給付係＞

屋外での移動が困難な障害者(児)について、必要な外出のための支援を行うことにより、地域での自立した生活及び社会参加を促進する。

〔対　　象〕

視覚障害、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者

〔対象となる外出〕

社会参加上、必要不可欠な外出（官公署や金融機関の外出など）、余暇活動等の社会参加のための外出、保護者の就労、疾病などで学校への送迎が困難な場合における義務教育及び高校生までの通学介助

〔費用負担〕

家計の負担能力に応じた応能負担。

（所属世帯の課税状況等により、月ごとの上限額があり、１割負担の方が低い場合は１割負担となる。）

移動支援支給決定者数　６１２人

（令和５年３月末現在）

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年度	延べ利用者数	延べ利用時間
2	3,397	53,911
3	3,599	61,439
4	4,103	67,254

（8）高次脳機能障害者支援促進事業　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

高次脳機能障害者、その家族等に対する相談やグループ活動等を通じ、自立や就労、サービス利用などの支援を、NPO法人いきいき福祉ネットワークセンターに委託して実施。また、医療機関や福祉機関、就労支援等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者に対する理解の促進や普及啓発活動も行なっている。

〔事業内容〕

- 相談支援
- 普及啓発用パンフレット作成
- 区民交流（クッキー販売やパンフレット配布）
- セミナー開催
- 医療や福祉、就労などの関係機関との連携

〔実　　績〕　　（各年度末現在）

年　　度	2	3	4
延べ相談件数	1,990	2,050	1,934

（9）在宅レスパイト・就労等支援事業　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

在宅で、医療的ケアが必要な重症心身障害児者のご自宅に、区と契約した訪問看護ステーションから、看護師を派遣することにより、一定時間同居家族によるケアを代替し、家族の休息や就労及び就労活動の支援を図る。利用は1回あたり2時間から4時間までの30分単位、年間96時間までを上限とする。

（令和４年度より利用目的に就労等支援を加え「重症心身障害児者在宅レスパイト事業」から事業名を変更。）

〔実　　績〕

年度	登録者数	実利用者数	延べ件数
2	46	28	297
3	48	29	332
4	49	32	357

（１０）重症心身障害児通所支援事業　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

令和2年7月に重症心身障害児通所支援事業所あいりぃずを開設し、重症心身障害児及び医療的ケアを伴う重症心身障害児を対象に児童発達支援及び放課後等デイサービスの障害福祉サービスを実施している。事業は一般社団法人はぴなすに委託して実施。

実績（児童発達支援）　　（各年度末現在）

年度	登録者数	延べ利用日数
2	5	79
3	4	46
4	5	85

実績（放課後等デイサービス）　（各年度末現在）

年度	登録者数	延べ利用日数
2	11	195
3	15	647
4	15	601

（１１）精神障害者退院相談支援事業　＜障害者支援課精神障害福祉・難病係＞

令和3年4月に精神障害者退院相談支援事業を開始。精神科病院に6か月以上入院し、病状が安定している精神障害者及びその家族に対して、面談や関係機関との連携、入居施設の同行見学等により、地域移行支援・地域定着支援のサービス利用申請をするまでの相談支援を実施している。事業はNPO法人ハートフル翔に委託して実施。

〔実　　績〕　　（各年度末現在）

年度	相談者数	延べ相談件数
3	8	107
4	8	118

７　医　　療

（１）自立支援医療（更生医療）　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

身体障害者の障害を軽減または、回復するための手術等を指定医療機関で受診する場合、医療費の自己負担を原則1割負担にするための支給を行う。なお、平成18年度からは、身体障害者福祉法に基づく「更生医療」制度から、自立支援法に基づく「自立支援医療」制度に変更している。

〔対　　象〕

18歳以上で当該医療により軽減または回復する障害が記載された身体障害者手帳を所持しているもの。

自己負担額は原則１割だが、受給者の加入する医療保険単位の「世帯」の所得状況によって月額上限額が定められる場合がある。なお、この「世帯」の所得状況（区民税所得割額）が一定額以上の場合は支給の対象とならない。（ただし、重度かつ継続の対象となる疾病は対象）

「自立支援医療」制度 支給件数　　（各年度末現在）

年　度	重度かつ継続	その他	計
2	256	1	257
3	261	0	261
4	266	3	269

重度かつ継続の対象となるものは

① 疾病、症状等から対象となるもの：腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害

② 疾病等に関わらず高額な費用負担が継続することから対象者となるもの:医療保険の多数該当のもの

（２）療養介護医療　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

平成24年4月1日の障害者自立支援法と児童福祉法の改正により、18歳以上の重症心身障害者の施設入所支援は療養介護として実施することになり、医療費の支給も東京都から区に移管された。

〔実　　績〕　　（各年度末現在）

年　度	2	3	4
支給件数	26	27	26

（３）心身障害者（児）医療費の助成　＜障害者支援課支援サービス係＞

心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に資するとともに、心身障害者の福祉の増進を図る。

〔対　　象〕

区内に居住する身体障害者手帳２級（内部障害者は３級）以上の方又は愛の手帳２度以上の方。

31年1月より精神障害者保健福祉手帳1級も対象。

ただし、65歳以上ではじめて手帳を取得した方、生活保護を受けている方、公費により医療費が賄われている施設に入所している方、本人などの所得が限度額を超えている方等を除く。

〔助成範囲〕

保険証を使って医療機関で診療や投薬を受けた際の医療費について、一部負担を除いた額を助成。住民税非課税の方は、入院時の食事療養費及び生活療養費のみ負担。

注　一部負担は1割（上限：入院57,600円/月、外来等18,000円/月）

〔助成方法〕

「心身障害者医療費受給者証」を健康保険被保険者証と一緒に取扱い医療機関に提示し、一部負担分を支払う。その他の医療機関では、保険の自己負担分を支払って領収書などを受け取り、後に障害者支援課の窓口で払戻しの申請をする。

〔実　　績〕　（各年度末現在）

年　　度	2	3	4
医療証交付者数	1,481	1,388	1,365
現金給付助成件数	1,267	1,072	1,099
現金給付助成金額	12,837,232	11,392,325	9,902,071

8　身体障害者福祉住宅　＜障害施策推進課障害施設係＞

住宅に困窮する身体障害者（18歳以上65歳未満、身体障害者手帳４級以上）に対し、住宅を提供している。

福祉住宅の名称　　田道ハイム　　住宅戸数…単身用　4戸、世帯用　1戸

※　所得に応じて使用料金の負担がある。

※　車いす対応不可

9　区立施設

（1）目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園

児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び障害児相談支援事業を行う。

ア　児童発達支援事業「すくすくのびのび園」

児童発達支援事業	対象　区内在住で心身の発達に遅れが出ている、または遅れが予想される幼児（概ね1歳から就学前）で、保護者またはそれに代わる大人と通園できる児童 内容　児童の心身の発達状況に応じて、集団療育あるいは個別療育を早期に行う。
保育所等訪問支援事業	対象　保育所等を利用している障害児 内容　保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、障害のない児童との集団生活への適応のための専門的支援を行う。

イ　障害児相談支援事業「ひまわり」

基本相談支援	対象　乳幼児から18歳までの発達に心配や偏りの見られる児童・障害を持つ児童及びその保護者・家族・関係者 内容　発達に関する相談と必要な場合は専門相談や発達検査を行う。
	広場事業　区内在住の幼児と保護者対象 児童発達支援事業以外の場で療育的な設定で短時間遊ぶ活動。

障害児相談支援	対象・内容 ●障害児支援利用援助 区内在住の乳幼児から18歳までの児童で障害通所支援の申請にあたり、支給決定前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者との調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。 ●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者との連絡調整を行う。

〔実　　績〕　　（各年度末現在）

			2	3	4
児童発達支援事業	在籍数（人）		156	165	185
	延利用者数（人） （集団療育・個別療育含む）		4,764	5,710	5,633
保育所等訪問支援事業	登録者数（人）		0	8	11
	延利用者数（人）		0	46	112
基本相談	面接相談	幼児（件）	261	271	299
		小学生以上（件）	56	88	83
	電話相談	幼児（件）	40	41	18
		小学生以上（件）	19	36	17
	合計（件）		376	436	417
	広場事業	登録者数（人）	50	60	62
		延利用者数（人）	191	212	293
サービス等利用計画作成	幼児（件）		184	95	70
	小学生以上（件）		259	266	304
	合計（件）		443	361	374

（２）区立通所施設等

身体障害者と知的障害者のための区立施設として、生活介護・就労継続支援Ｂ型の障害福祉サービス事業所を運営している。これらの施設は、障害のために一般の事業所に就労することが困難な方に、日中の活動の場を提供し、日常生活支援、作業支援及び社会生活支援を行い、障害者の自立と生活意欲の助長を図ることを目的としている。また、令和2年度から、通所事業終了後における活動の場を確保し、障害者世帯の就労支援を目的として日中一時支援事業を行っている。

ア　心身障害者センターあいアイ館

地域における心身障害者の在宅生活を支える拠点として、生活介護、短期入所（２床）、地域活動支援センター（機能訓練、デイサービス）、相談サービス、入浴サービス、配食サービスなど各種サービスを提供するとともに、会議室等で地域での交流ふれあいができる施設。

〔利用実績〕　　単位：延べ，人

事　業　名　（事業コース名）	令和４年度利用者人数
障害者活動訓練事業　（機能訓練Ａコース週３日）	738
〃　（　〃　Ｂコース週２日）	524
〃　（デイサービスＡコース週３日）	1,804
〃　（〃　Ｂコース週２日）	687
短期入所	687
相談	1,280

注　入浴サービス・配食サービスについては135頁参照。

イ　下目黒福祉工房

就労継続支援Ｂ型事業及び日中一時支援事業を行う。主な作業は名刺やはがき等の印刷、革製品の製作、菓子製造販売、その他請負作業など。

ウ　かみよん工房

就労継続支援Ｂ型事業を行う。主な作業は電気部品の組立、パン製造販売、清掃、植栽管理。

エ　大橋えのき園

生活介護事業及び日中一時支援事業を行う。主な作業は紙すき、ガラス製品、食品（パスタソース、ピクルス）製造、リサイクル活動。

オ　目黒本町福祉工房

生活介護事業、就労継続支援Ｂ型事業及び日中一時支援事業を行う。主な作業はシルクスクリーン印刷、ショコラ、絵はがき、カレンダー、土鈴、清掃・請負作業など。

カ　東が丘障害福祉施設

生活介護事業を行う東が丘福祉工房、福祉ホーム（都型重度身体障害者グループホーム）及び短期入所事業を行う東が丘あじさいホームを運営する施設。

（ア）　東が丘福祉工房　　生活介護　主な作業は革製品・ビーズ製品の製作。

（イ）　東が丘あじさいホーム　　福祉ホーム（定員 7 人）　利用者数6人（年度末日現在）
短期入所（　2 床）

〔通所事業〕　　（年度末日現在）

施設名	事業名（サービスの種類）	定員	利用者	運　営
心身障害者センターあいアイ館	生活介護	21	13	指定管理（社会福祉法人目黒区社会福祉事業団）
大橋えのき園	生活介護	57	38	〃
	日中一時支援	10	2	
かみよん工房	就労継続支援B型	40	33	〃
下目黒福祉工房	就労継続支援B型	40	36	〃
目黒本町福祉工房	生活介護	30	29	指定管理（社会福祉法人いたるセンター）
	就労継続支援B型	50	44	
	日中一時支援	10	9	
東が丘障害福祉施設	生活介護	40	36	指定管理（社会福祉法人東京援護協会）

キ　のぞみ寮

共同生活援助事業（知的障害者グループホーム）及び短期入所事業を行う。

（ア）　共同生活援助（定員 6 人）　利用者数　6人（年度末日現在）

（イ）　短期入所（1 床）

10　民間施設　＜障害施策推進課障害施設係＞

社会福祉法人等が行う心身障害者・児通所施設運営事業等に対して経費の一部を補助し、公民格差の是正を図り、民間施設の充実を目指している。

補助対象施設

種　別	名　称
障害者・障害児通所施設	あかねの会目黒就労支援室、おおぞら、しいの実社、しいの実社学芸大学スマイルプラザ、フードコミュニティ目黒、あゆみ園、ワークイン翔、ＳＵＮ、ブレス、目黒区高次脳機能障害者支援センターいきいき＊せかんど、めぐろアフタースクール、こぶしえん

共同生活援助	ねむのき寮、萩寮、柿の木坂ホーム、ひもんやホーム、かみよんホーム、窓月寮、沙羅の家、沙羅の家向原、沙羅の家大岡山、沙羅の家清水Ａ・Ｂ・Ｃ、大岡山ホーム、あい・えーる緑が丘、サンハウスめぐろ、柿の木坂グリーンハウス、グループホームわかば、FC目黒ハウス、ローランズハウス
地域活動支援センター	地域活動支援センターセサミ（みきの会）、 地域活動支援センターふれんず（たまごの会）

11　障害者福祉施設で働く利用者の工賃向上　＜障害施策推進課障害施設係＞

（1）障害福祉施設等受注仲介事業

区内の障害福祉施設（区立・民間）の情報発信、PRを行い、企業から施設への作業受注や自主生産品販売等の仲介事業を実施。

〔主な事業内容〕　（１）受注作業の受注調整等
（２）自主生産品の販路拡大
（３）障害福祉施設のPR

（2）福祉の店「Sun Marché さんまるしぇ」、「COHANA－コハナ－」

区内障害福祉施設の自主生産品を販売する店舗。「Sun Marché」の運営は社会福祉法人いたるセンター（指定管理者）が、「COHANA」の運営は社会福祉法人東京援護協会（委託）が行う。購入したパンやお菓子をその場で食べられるイートインを設置。自主生産品の売り上げは全て施設で働く利用者工賃となる。

12　障害者就労支援事業　＜障害施策推進課計画推進係＞

一般就労を希望する障害のある方を対象に、就労に向けた相談支援及び就労後の定着支援を実施する。また、一般就労に必要な能力の取得に向け、当センター内での事務作業、心身障害者センターにおける清掃の他、職業訓練の場として「グリーンカフェ西郷山」を運営し、接客・バックヤード等の作業訓練を行う。事業は特定非営利活動法人目黒障害者就労支援センターに委託し実施している。

13　その他の事業

（1）目黒区障害者自立支援協議会　＜障害施策推進課計画推進係＞

障害者総合支援法に基づき、目黒区内の障害者関係団体・事業所や学識経験者、行政等が連携し、区内の障害者問題の把握と解決方法を模索する等を目的に目黒区が設置した協議会である。協議会は下部に、①就労支援部会、②施設就労部会、③相談支援部会、④意思疎通支援部会、⑤高齢化・グループホーム対策部会、⑥防災部会、⑦子ども部会の７つの部会がある。

〔実　　績〕　協議会会議開催回数　年間　３回
協議会主催イベント　年間　１回
協議会専門部会での研修会等　年間　４回

（2）差別解消に向けた取り組み　＜障害施策推進課計画推進係＞

職員一人ひとりが、「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の内容を十分理解し、適切な対応を図ることを目的とした研修や、区民向け講演会を実施する。

また、地域全体で差別解消に向けた取り組みを行うため、目黒区障害者差別解消支援地域協議会を開催し、地域における相談事例の共有や啓発等を行っている。

〔実　　績〕

内容	実施方法	実施日	受講者
職員研修	動画配信	令和５年２月１日から２月２８日	受講者計１４２名 ・令和４年度管理職昇任者、係長級昇任者 ・令和４年度新規採用者（経験者採用を含む。） ・その他受講を希望する職員（会計年度任用職員及び特別職非常勤職員、区立学校の都費負担教職員を含む。）
区民講演会	対面	令和５年３月６日	参加者２１名（区民・事業所職員・区職員）

（３）発達障害支援事業　＜障害者支援課発達支援係＞

平成３０年４月に発達障害支援拠点ぽるとを開設し、発達障害に関する相談、当事者や家族の支援、発達障害理解のための啓発等を実施している。事業は社会福祉法人清峰会に委託して実施。

〔実　　績〕

年度	相談件数			当事者支援・家族支援		講演会		支援者向け学習会	
	延件数	内訳		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
		新規	継続						
2	567	68	499	17	60	0	0	1	11
3	640	87	553	23	70	3	143	3	63
4	805	112	693	33	109	2	132	3	56

発達サポーター育星講座（基礎 a）

〔実　　績〕＊令和２年度は開催中止

年度	回数	延参加者数	実参加者数
元	6	254	67
3	6	256	53
4	6	255	53

（４）医療的ケア児支援関係機関協議会　＜障害者支援課身体障害者相談係＞

医療的ケアを要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉等の各関連機関との連絡調整を行うための体制を整備することを目的に目黒区が平成３０年度から設置した協議会である。

協議会は、学識経験者、医療的ケア児の家族及び障害者団体関係者等の２０名程度の委員で構成される。

令和４年度は、新型コロナ感染症予防のため、協議会は開催されていない。

（5）青年・成人期の余暇活動支援事業　＜障害施策推進課計画推進係＞

１８歳～６５歳までの青年・成人期の障害者が地域での余暇活動を充実できるよう、余暇活動支援事業を行う法人へ補助金を交付した。平成２９年度より事業開始。

〔実　　績〕　　（年度末現在）

年　　度	2	3	4
補助金交付法人数	2	2	1

（6）基幹相談支援センター事業　＜障害施策推進課計画推進係＞

令和３年４月から、民間事業者へ委託し事業を実施している。地域における障害分野の中核的な存在として、地域の相談支援事業の機能強化と専門性の高い支援体制により、相談支援事業所のバックアップ及び相談支援事業所・障害福祉サービス・関係機関等のネットワーク化を図る。

〔実　　績〕

年度 内容	3	4
関係機関相談支援等の対応	130件	53件
区内事業所従事者へ向けた研修の開催	1回	2回
運営会議の開催	3回	4回